

# ○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部安全衛生管理規程

平成 16 年 3 月 26 日  
水道企業部訓令第 4 号

改正 平成 21 年 3 月 30 日水企訓令第 3 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日水企訓令第 1 号

## (目的)

第 1 条 この訓令は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部（以下「水道企業部」という。）に勤務する職員の安全及び衛生の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所属長の責務)

第 2 条 所属長は、常に適切な作業環境を保持するよう留意するとともに、所属職員の安全確保に務めなければならない。

## (職員の責務)

第 3 条 職員は、所属長及び次条から第 6 条までに規定する安全衛生に携わる者が労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）及びこの訓令に基づいて実施する職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するように努めなければならない。

## (総括安全衛生管理者)

第 4 条 水道企業部に総括安全衛生管理者を置く。

- 2 総括安全衛生管理者は、水道企業部長の職にある者をもって充てる。
- 3 総括安全衛生管理者は、職員の安全及び衛生に関する業務を総括する。

## (衛生推進者)

第 5 条 法第 12 条の 2 に規定する衛生推進者を業務課に置く。

- 2 衛生推進者は、業務課総務班の班長に指名された者（班長が指名されていない場合にあつては、最上席の職員で総括安全衛生管理者が指名する者）をもって充てる。
- 3 事故等により衛生推進者が職務を行うことができないときは、水道企業部長の指名する者がその職務を代行する。

## (安全衛生推進者)

第 6 条 法第 12 条の 2 に規定する安全衛生推進者を工務課に置く。

2 安全衛生推進者は、工務課電気班の班長に指名された者（班長が指名されていない場合にあつては、最上席の職員で総括安全衛生管理者が指名する者。）をもって充てる。

3 事故等により安全衛生推進者が職務を行うことができないときは、水道企業部長の指名する者がその職務を代行する。

（安全衛生管理会議）

第7条 職場における職員の安全及び衛生に関する事項について調査審議するとともに、安全及び衛生業務の計画的かつ統一的な執行及び連絡調整を図るため、水道企業部に安全衛生管理会議を置く。

2 安全衛生管理会議は、業務課長、衛生推進者、安全衛生推進者、工務課土木班の班長（班長が指名されていない場合にあつては、最上席の職員で総括安全衛生管理者が指名する者。）をもって構成し、会議の議長は、業務課長とする。

3 安全衛生管理会議の構成員は、安全及び衛生管理上必要と認めるとき、又は総括安全衛生管理者の指示があつたときは、安全衛生管理会議を開催しなければならない。

4 議長は、必要と認めるときは、安全衛生管理会議に関係者の出席を求めることができる。

5 安全衛生管理会議の庶務は、業務課総務班において所掌する。

（会議結果の報告）

第8条 業務課長は、安全衛生管理会議で審議した結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は前項の報告を受けた場合は、会議結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置に関する重要事項について管理者に報告するものとする。

（補則）

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日水企訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日水企訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。